

# 大野城市建設工事成績評定要領

平成20年4月15日

## 要領第1号

大野城市建設工事成績評定要領（平成2年要領第2号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 本要領は、大野城市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

（対象工事）

第2条 評定の対象とする工事は、請負金額が1件130万円を超える建設工事とする。

（定義）

第3条 この要領において使用する用語の意義は、大野城市財務規則（昭和53年規則第3号）、大野城市建設工事検査要綱（平成20年要綱第19号）及び大野城市建設工事監督要綱（平成20年要綱第20号）の例による。

（評定者）

第4条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、検査員及び監督職員とする。

（評定の時期）

第5条 評定の時期は、検査員にあつては検査を実施したとき、監督職員にあつては工事の完成のときとする。

（評定の方法）

第6条 評定は、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 完成の評定結果は、工事成績評定表〔完成・一部完成〕（様式第1号）に、中間・出来形の評定結果は、工事成績評定表〔中間・出来形〕（様式第2号）に記録するものとする。

3 完成の成績の採点は、工事成績採点表〔完成・一部完成〕（様式第3号）により、中間・出来形の成績の採点は、工事既済部分〔中間・出来形〕検

査採点副表（様式第4号）により行うものとする。

- 4 細目別評定点の算出は、細目別評定点採点表（様式第5号）によるものとする。
- 5 主任監督員が高度技術、創意工夫及び社会性（地域への貢献をいう。以下同じ。）の評定を行うに当たって、請負者は、当該工事における実施状況を示す書類を提出することができるものとする。この場合において、主任監督員は、当該書類を考慮した上で評定するものとする。

（採点の方法）

第7条 工事成績採点は、次の各号により行うものとし、検査員の評価に先立ち、監督職員が記入する。

（1）完成の評定を行う評定者は、次の採点項目表を使用する。

ア 監督員 採点項目表〔完成・一部完成〕監督員（様式第6号）

イ 主任監督員 採点項目表〔完成・一部完成〕主任監督員（様式第7号）

ウ 総括監督員 採点項目表〔完成・一部完成〕総括監督員（様式第8号）

エ 検査員 採点項目表〔完成・一部完成〕検査員（様式第9号）

（2）中間・出来形の評定を行う評定者は、次の採点項目表を使用する。

ア 検査員 採点項目表〔中間・出来形〕検査員（様式第10号）

（3）主任監督員が行う高度技術及び創意工夫の評定は、次のとおりとする。

ア キーワードによる選択及び評価内容の記述による評定方式とし、加点点評価とする。

イ 評価は、総括監督員との合議により行うものとする。

（4）総括監督員が行う社会性の評定は加点点評価とし、法令遵守は減点点評価とする。

（5）評定者の評定点は、小数第1位（小数第2位を四捨五入）とする。

（6）手直しを指示した場合には、手直し前の状態で採点し、手直し後の評価はしないものとする。

2 工事成績採点の合計は、次の各号により行うものとする。

（1）出来形及び中間検査を行わなかった場合 評定点合計 = {（監督員

評定点 + 主任監督員評定点) × 0.4 + 総括監督員評定点 × 0.2 + 検査員完成評定点 × 0.4} + 法令遵守点

(2) 出来形又は中間検査を行った場合 評定点合計 = {(監督員評定点 + 主任監督員評定点) × 0.4 + 総括監督員評定点 × 0.2 + 検査員既済中間評定点 (複数回行った場合は、その平均点とする。) × 0.2 + 検査員完成評定点 × 0.2} + 法令遵守点

(3) 評定点の合計は、整数 (小数第 1 位を四捨五入) とする。

(検査の報告)

第 8 条 検査員は、次の書類を添えて完成検査の報告をするものとする。

(1) 工事成績評定表 [完成・一部完成]

(2) 工事成績評定表 [中間・出来形]

(3) 工事成績採点表 [完成・一部完成]

(4) 工事既済部分 [中間・出来形] 検査採点副表

(5) 細目別評定点採点表

2 検査員は、次の書類を添えて中間検査及び出来形検査の報告をするものとする。

(1) 工事成績評定表 [中間・出来形]

(2) 工事既済部分 [中間・出来形] 検査採点副表

(評定結果の請負者への通知)

第 9 条 契約担当者は、完成 (出来形) 承認通知書 (大野城市建設工事執行規則 (昭和 59 年規則第 7 号) 別表第 2 第 13 号) の工事成績評定点欄に工事成績評定表の評定点を記入し、項目別評定表 (様式第 11 号) を添付して、請負者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、出来形検査にあつては、完成 (出来形) 承認通知書の評定点は記入しないものとする。

(評定の修正)

第 10 条 引渡し後、瑕疵担保期間中に関係法令違反又は事故等により瑕疵が判明したとき又は当該評定を修正する必要があると認められるときは、評定者は、当該評定を修正するとともに、その結果を工事成績再評定通知書 (様式第 12 号) により当該工事の請負者に通知するものとする。

(説明請求)

第11条 前2条の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、工事成績評定説明請求書（様式第13号）により市長に対して、評定の内容について説明を求めることができるものとする。

（説明請求の提出）

第12条 前条の説明請求の書面の提出先は、工事主管課とする。

（説明請求に対する回答等）

第13条 前条により説明請求の書面が提出されたときは、工事主管課は、検査員と協議し、請求を受けた日から起算して14日以内に、工事成績評定の説明請求に対する回答書（様式第14号）により回答するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成20年5月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（適用区分）

2 この要領による改正後の大野城市建設工事成績評定要領の規定は、施行日以後に契約する工事について適用し、施行日前に契約した工事については、なお従前の例による。